

公益財団法人身体教育医学研究所

評議員及び役員等の報酬に関する規程

公益財団法人身体教育医学研究所
規 程 第 2 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人身体教育医学研究所（以下「法人」という。）が定款第 14 条及び第 28 条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬の支給について定める。

(評議員及び役員等の酬義の意義)

第 2 条 この規程における評議員及び役員等の報酬とは、本法人が評議員及び役員等に対し、評議員及び役員等の職務執行の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第 3 条 代表理事は、評議員会の決議を経て、評議員及び役員等に報酬を支給する。

(決定基準)

第 4 条 評議員及び役員等の報酬は、定款第 14 条及び第 28 条で定めた報酬の限度内で評議員会が定める。

(報酬の表示)

第 5 条 評議員及び役員等の報酬は、別表により表示する。

(評議員及び役員等の報酬の支払と控除)

第 6 条 評議員及び役員等の報酬は、評議員会及び理事会開催の後、支給する。

2 報酬は、報酬を受け取る本人が予め登録した本人名義の口座へ入金する。

3 所得税は、報酬から控除して支給する。

(報酬の受取辞退)

第 7 条 報酬は、本人から報酬の受け取りの辞退について申し入れがあった場合は、支給しないものとする。

(報酬の改訂)

第 8 条 評議員及び役員等の報酬の改訂は、評議員会において審議する。

(補 則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

(顧問及び委員の報酬)

第 10 条 顧問及び法人が設置した各種委員会の委員等の報酬についても、この規程に準ずる。

附 則

この規程は、平成 21 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 13 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

報 酬	
半 日	1 日
3,800 円	6,300 円

備考

- 1 欄中「半日」とは 4 時間未満をいい、「1 日」とは 4 時間以上をいう。
- 2 時間は、職務遂行に要した時間、及び、居住地から職務地までの移動に要した時間を合計したものとする。